

業務名： 奈良公園（仮称）登大路バスターミナル施設運営業務
 （（仮称）登大路バスターミナル交通運営・施設管理運営事業）

●企業の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		点数			
	判断基準		内訳	小計	合計	
企業の経験及び能力	専門性・実績等	業務執行能力①	平成20年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した以下の実績を次のとおり評価する。 ・業務1：観光案内所（JNTO認定外国人観光案内所「カテゴリー3」の認定を受けている案内所）の年間運営業務（※1）（※2） ・業務2：観光案内所（JNTO認定外国人観光案内所「カテゴリー2」の認定を受けている案内所）の年間運営業務（※1）（※2） ・業務3：観光案内所（JNTO認定外国人観光案内所「カテゴリー1」の認定を受けている案内所）の年間運営業務（※1）（※2） ・業務4：観光案内所（JNTO認定外国人観光案内所「パートナー施設」の認定を受けている案内所）の年間運営業務（※1）（※2） ①業務1の実績がある ②業務2の実績がある ③業務3の実績がある ④業務4の実績がある ⑤上記①～④以外	①10 ②7.5 ③5 ④2.5 ⑤0	10	28
		業務執行能力②	平成20年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。ただし、貸館施設とは、賃貸住宅、賃貸事務所及び賃貸店舗を除くものとする。 ・同種業務：貸館施設（貸館部分の総面積500㎡以上又は1室（ホールを含む）収容300人以上）の運営業務（※1）（※3） ・類似業務：貸館施設の運営業務（※1）（※3） ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	①8 ②4 ③0	8	
		情報収集力	平成20年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した「観光案内所（JNTO認定外国人観光案内所に限る。）又は貸館施設の運営」業務（※1）（※3）の実績を次のとおり評価する。ただし、貸館施設とは、賃貸住宅、賃貸事務所及び賃貸店舗を除くものとする。 ①奈良市内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①4 ②2 ③0	4	
	公契約条例における社会的な価値	業登録の有無	本業務における公告日の前日までの、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無について、次のとおり評価する。 ①登録あり ②登録なし	①2 ②0	2	
		障害者の雇用の状況	平成30年6月1日現在の障害者の雇用の状況について、次のとおり評価する。 <評価A：法定事業者（常用雇用労働者45.5人以上）の場合> ①雇用率が3.3%を上回る（障害者雇用状況報告書⑪欄が3.3%以上） ②不足人数なし（障害者雇用状況報告書⑫欄が0） ③不足人数あり（障害者雇用状況報告書⑫欄に数値がある（0.5人も含む）） <評価B：その他事業者（常用雇用労働者数45.5人未満）の場合> ①障害者雇用あり ②－ ③障害者雇用なし	①2 ②1 ③0	2	
		保護観察等利用者の状況	平成29年4月1日以降、本業務における公告日の前日までの保護観察対象者等の雇用の有無、及び公告日前日までの協力雇用主の登録の有無について、次のとおり評価する。（※4） ①保護観察対象者等の雇用あり ②保護観察対象者等の雇用はないが、協力雇用主の登録あり（※5） ③上記①②以外	①2 ②0.2 ③0	2	
		公契約有無例違反の	本業務における公告日の前日以前3年の間の公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置の回数について、次のとおり評価する（減点評価）。 ①違反あり（1回） ②違反あり（2回） ③違反あり（3回以上） ④違反なし	①▲2% ②▲4% ③▲6% ④0	減点	

※1 元請・下請（共同企業体の構成員としての実績を含む。）、公共・民間の別は問わないものとする。
 ※2 年間運営業務とは、12ヵ月以上の連続した業務をいう。
 ※3 運営期間の長期・短期の別は問わないものとする。
 ※4 保護観察対象者等とは、保護観察の対象者及び更正緊急保護の対象者をいう。
 ※5 協力雇用主の登録については、本業務における公告日前日までの登録の有無とする。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		点数		
		判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施フローなど	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	**	4	14
	実施手順	施設運営開始までの期間についての工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		4	
	その他	実施体制が本業務の目的に合致し、充実した体制になっている場合に優位に評価する。		6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		点数		
		判断基準	評価点	小計	合計
評価テーマに関する提案 (※5)	評価テーマ1 「観光案内及び観光情報発信」について	①観光案内を行うにあたって、観光情報の発信についての留意点が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	**	14	28
		②多くの外国人利用者に奈良公園や奈良についてより深く理解してもらうための外国語対応における留意点が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		14	
	評価テーマ2 「管理運営」について	①来館者の対応にあたって、来館者の快適性、利便性及び安全性における留意点が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	**	14	30
		②バスターミナル関連業者との連絡・調整における留意点が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		16	

※5 プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とする場合があります。

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-	

合計					100
----	--	--	--	--	-----

** の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。